

## 登録組織遵守規則

(品質及び環境マネジメントシステムについて記載されている部分がありますので該当する方をご覧ください)

AUDIX Registrars 株式会社

登録組織は以下の事項を遵守する義務を負い、遵守されない場合には、AUDIX Registrars株式会社(以下「AUDIX」という)は、是正処置の要求、違反の公表、登録の停止／縮小／取消し、法的手段等の措置を講じます。

- (1) 組織は、該当する規格に準拠した文書化された品質／環境マネジメントシステムを有し、有効に実施されている必要があります。また、登録の有効期間中、常に審査登録プログラムにかかわる該当規定に適合させ、登録の維持に努めなければなりません。
- (2) 組織は、マネジメント・レビュー及び内部監査が既に実施され、それが効果的であり、また将来も維持されるであろうことを示す証拠を十分に示す必要があります。
- (3) 規格要求事項を満たす品質／環境マネジメントシステムを確立し、実行し、維持することを確実にする責任者が、組織内で指名されていなければなりません。
- (4) 品質マネジメントシステムでは、購入者を含めた外部からの製品/サービスを含めた苦情及び品質マネジメントシステムの不適合に関して、適切な是正処置を取る必要があります。更に、必要な場合はその内容をAUDIXに報告していただきます。また、その内容及び効果に関しての品質記録を保管して、AUDIXが要求した場合に提供できるような状態にしておく必要があります。
- (5) 組織は、審査の実施に必要な準備をすべて行う必要があります。これには初回登録審査、サーベイランス、更新審査、拡大審査、短期予告審査(変更審査、臨時審査、再審査)、移転審査、フォローアップ審査等の各審査及び苦情の解決のために必要な文書の調査並びにすべての場所への立入り、記録(内部監査報告を含む)の閲覧及び組織要員との面接のための用意を含みます。
- (6) 組織は、要求された頻度でのサーベイランス、更新審査の実施を受け入れる必要があります。
- (7) 組織は、AUDIX審査チームの現地審査に、JAB(公益財団法人日本適合性認定協会)の審査チームが立ち会う必要がある場合には、JAB審査チームの立ち入りを拒否することはできません。
- (8) 組織は、審査の対象に複数の組織/サイト(事業所)が含まれる場合は、それらについても法的拘束力を持つ必要があります。
- (9) 審査登録について表明する際は、登録の対象となっている活動についてのみの登録であることを明示する必要があります。
- (10) 授与された登録をAUDIXの評価を損なうような使い方はせず、また、誤解を招く又は認めた範囲を逸脱するとAUDIXが考えるような登録に関する表明は行わないようにする必要があります。
- (11) 組織は、登録の一時停止、取り消し及び他の機関への移転が行われた場合には、登録マーク、認定シンボル、及び登録されていることを述べたカタログ・説明書等、登録を引用しているすべての宣伝・広告を中止し、AUDIXに登録証を返却していただきます。(登録一時停止の場合には、停止解除後お返しします。) また、登録の縮小が行われた場合は、同様にすべての広告物等を修正する必要があります。
- (12) 組織は、製品の製造またはサービス提供に適用される法規及び規則に準拠していなければなりません。
- (13) 文書、パンフレット又は宣伝・広告などの媒体で、登録について触れる場合には、適切性を確保する為に、必要に応じAUDIXの確認を得て下さい。

- (14) 組織の法的、商業上、組織上の地位又は所有権の変更、組織の品質／環境方針、品質／環境マネジメントシステム、登録範囲、組織及び経営層、事業所、工程又は施設に関し登録証の記載内容あるいは適用規格への適合に影響する重要な変更があった場合等は、すべてAUDIXに連絡していただきます。また、受けた苦情の内容が、品質／環境マネジメントシステムの構築及び運用に疑義が生じる場合にも、その内容をAUDIXに連絡していただきます。この場合、審査登録に与える影響を評価するために、追加の審査を実施する場合があります。
- (15) 相当数の不適合事項や苦情が審査上で指摘された場合には、フォローアップ審査を追加するか、もしくはサーベイランスの審査日数を増やす場合があります。
- (16) AUDIXが審査登録に関して行った決定に対して異議がある場合、不服申立てをすることができます。
- (17) 登録組織は、この登録が「品質／環境マネジメントシステム」に対してのみ許可されたものであり、いかなる意味においても、組織の製品又はサービスが適格であると承認されたと思わせるような利用をしてはなりません。
- (18) 登録組織は、認定シンボル及び登録マークの使用については、AUDIXの「認定シンボル／登録マーク／登録証／審査報告書使用規則」を遵守しなければなりません。なお、以下の項目については特に配慮しなければなりません。
- ① 製品及びその包装又は識別ラベル等に添付して使用してはならない。
  - ② 製品又はサービス自体が適合していると思わせるような方法で使用してはならない。
  - ③ 各シンボル/マークの清刷りは、別途指定する方法に従い正確に使用しなければならない。
  - ④ 登録の有効期限後は使用してはならない。
  - ⑤ 他のマークと共に使用する場合には、意味の混乱が生じないようにしなければならない。
  - ⑥ 各シンボル/マークは、登録を許可された範囲のみに使用しなければならない。
- (19) 登録組織は、認定シンボル、登録マーク、登録証、審査報告書及びそれらの一部であっても、登録組織の不正確な言及、又は誤解を招くような方法では使用せず、もしその使用が明らかになった場合は、適切な是正処置を取っていただき、その内容を文書にて報告していただきます。
- (20) 審査登録要求事項に対する適合性を維持することができなくなった場合には、AUDIXの判断により登録の一時停止、縮小もしくは取り消しとなる場合があります。
- (21) 登録組織は、AUDIXから指摘された不適合事項を、指定された期限内に是正する必要があります。
- (22) 登録の一時停止となった場合、その問題が指定された期限内(最大でも6ヶ月を超えない)に是正できない場合は、縮小又は取消しとなります。
- (23) 登録組織は、QMS/EMS規格又は他の基準文書の要求に従った全てのコミュニケーション及びとった処置を記録し、AUDIXが要求した場合にはその情報を提出しなければなりません。
- (24) 登録組織は、AUDIXへの登録及び登録維持等に係わる料金を指定期日内に支払う必要があります。
- (25) 登録組織は、JABがマーケットサーベイランス訪問を実施する場合、拒否することはできません。
- (26) AUDIX が実施する審査において故意に虚偽の説明を行い、それが判明した場合には、登録の停止または取り消しをいたします。

**【上位文書】**

- 「品質マニュアル」([Z100A01](#))